

鷺見 たかひと

すみ隆仁 県議会レポート

発行/自由民主党千葉県議会議員会 〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043 (227) 7411

鷺見議員 歯と口腔の健康は、生涯を通じて自らの歯でしっかりと噛んで食べる事ができるだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にするほか、糖尿病・心臓疾患・脳血管疾患などの生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康を保持・増進するために、重要な要素の一つとなっています。

全身の健康増進につながる歯科健診の推進

歯と口腔の健康を維持するためには、定期的な歯科健診により、歯科疾患を早期に発見し、治療することが効果的である。

国は、昨年6月に発表した経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針2022)の中に、「生涯を通じて歯科健診の具体的な検討」という内容を盛り込み、国民皆歯科健診の実施に向け

て検討を進めている。このように国においては、歯科健診を積極的に推進していくべきという機運が高まっているところである。

そのような中で、県においても、より多くの県民に歯科健診を受診してもらえるよう、取り組んでいただく必要があると考えている。

そこで何う、県は、歯科健診の推進に向けて、どのよ

うに取り組んでいるのか。

保健医療担当部長 健康で質の高い生活を営む上で、歯・口腔機能の保持増進は大変重要であることから、県では、8020運動や、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診を受けることの重要性について普及啓発を行うなど、歯科健診の推進に取り組んでいるところ

です。

また、今年度から、原則法定健診がない19歳から39歳までなど、制度の谷間となっている方を対象とした歯科健診について、国の補助制度が新設されたことから、市町村に対して、この補助制度を活用した歯科健診を実施するよう促しているところ。

今後、県民が地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健サービスが受けられるよう、市町村や関係団体と連携し、歯科健診の

要望 現在の歯科健診は、乳幼児や児童生徒など10代以下と高齢者が中心であり、働き盛りの世代に手薄である現状を踏まえ、全世代での歯科健診の必要性を訴えた国民皆歯科健診は、国も検討を進めている素晴らしい政策である。

本県においては、国における国民皆歯科健診の推進に向けて積極的に取り組むよう強く要望する。



9月県議会一般質問に登壇した鷺見議員

鷺見議員 幕張ベイタウンは、千葉市美浜区にある住宅・商業地である。幕張新都心については、

県において、職、住、学、遊の機能が集積する国際業務都市の形成を目指して、街づくりが進められてきた。

その幕張新都心の「住」の部分を担当する幕張ベイタウンは、平成27年9月に幕張ベイフロントが完成したことに伴い、計画戸数である9,400戸の住宅供給が完了した。

現在、約26,000人が居住する街になっており、住民同士の交流が進むとともに、景観にも優れた、魅力的な街へと発展している。

その幕張ベイタウンも、街開きから、あと1年半あまりで、30年という節目を

迎える街区があると聞いている。今回、企業局と住宅事業者との土地貸付契約の更新時期を控え、更新料などに関し、幕張ベイタウンの住民の方より、心配の声が挙がっている。

そこで何う、幕張ベイタウンの住宅開発にあたり、住宅用地を貸付としたのは

整備当時の方針として、住宅用地については、街の良好な管理運営を計画的に恒久的に維持する上で、旧企業局ができるだけ所有し続けることを基本としており、原則として、住宅事業者への分譲ではなく、貸付としたところ。

要望 更新料の決定にあたっては、住民の方に不安感・不信感を持たれないよう、企業局は、契約相

9月県議会一般質問

千葉市美浜区選出の鷺見隆仁県議は、9月定例議会の一般質問に登壇し、幕張ベイタウンの土地貸付契約更新に係る問題や歯科健診の推進、千葉県における高齢化問題についてなど、多項目にわたって県民・市民の立場から県執行部の考え方をたずねました。その概要をお伝えします。

幕張ベイタウン 土地貸付契約更新に丁寧な対応を

迎えようとしている。

幕張ベイタウンは、主に土地転借権付分譲住宅という形で、住宅が供給されている。これは、住宅事業者が企業局から土地を借り受け、建物を建てたうえで、土地の転借権を付けて分譲したものである。

そして、まもなく住宅事業者が企業局から借り受けた土地の契約更新時期を迎える街区があると聞いている。

その一部である幕張ベイタウンは、社会的ニーズやライフスタイルに応じ、快適で魅力的な住環境を提供するための街として整備し、現在、約2万6千人が居住しています。

整備当時の方針として、住宅用地については、街の良好な管理運営を計画的に恒久的に維持する上で、旧企業局ができるだけ所有し続けることを基本としており、原則として、住宅事業者への分譲ではなく、貸付としたところ。

更新料の決定にあたっては、住民の方に不安感・不信感を持たれないよう、企業局は、契約相

な、更新料については、現契約において、住宅事業者が契約更新の際に、企業局に支払うこととし、その額は、不動産鑑定により算定する借地権価額の5%以内で、住宅事業者と協議して定めることとしています。

要望 更新料の決定にあたっては、住民の方に不安感・不信感を持たれないよう、企業局は、契約相

なせか。

企業局長 県では、昭和50年代から、旧企業局が中心となり、業務研究、教育文化、商業、住宅等の機能を計画的に配置した、新しい時代をリードする国際業務都市の形成を目指して、幕張新都心の開発を進めました。

その一部である幕張ベイタウンは、社会的ニーズやライフスタイルに応じ、快適で魅力的な住環境を提供するための街として整備し、現在、約2万6千人が居住しています。

る協議状況はどうか。

企業局長 幕張ベイタウンの住宅事業者との土地貸付契約では、平成5年度以降に契約した全41街区の内、6つの街区が、令和7年2月末をもって30年間の貸付期間満了を迎えます。

期間満了後は、原則として契約更新を行うものとしており、現在、住宅開発を行った全ての民間住宅事業者と合同で、更新料や、更新後の貸付料・貸付期間などの協議を進めているところです。

手方にこだわらず、住民の声を直接聞く住民説明会の機会を持っていたかとともに、その住民の意見も十分踏まえながら、丁寧な対応をしていただきた。

そして、5%以内のなかで、妥当な更新料を導き出していただくよう要望する。

貸付料については、周辺地価と現行の土地貸付料とを十分比較検討するなど、地勢に見合った妥当な貸付料に変更されるよう強く要望する。

●県政や千葉市のまちづくりに関するご相談はお気軽にどうぞ

すみ隆仁 県事務所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-2-2 桑田ビル3A TEL.043(246)5066

